

社団法人全国旅行業協会 東京都支部 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 社団法人全国旅行業協会東京都支部(以下「支部」という)と称する。

(事務所)

第2条 支部の事務所を東京都新宿区におく。

(地域)

第3条

- (1) 支部地域は東京都の全域とする。
- (2) 支部地域内には地区別区分を設け地区制を設置し、地区長をおく。
- (3) 地区区分は内規により、理事会の承認を得て支部長が別に定める。
- (4) 会員はいずれかの地区に所属しなければならない。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 支部は地域内に会員相互の連絡協調を図るとともに、社団法人全国旅行業協会(以下「本部」という)が行う事業の実施について、支部の地域に関するものを分掌することにより、旅行業の発展向上を期し、もって旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進に資することを目的とする。

(事業)

第5条 支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本部定款第6条の各号の事業
- (2) 各支部及び関係諸団体との連携
- (3) 会費の徴収及び本部への納付
- (4) 会員及びその従業員に対する福利厚生、表彰、慶弔
- (5) 保険事務組合等に関する事業
- (6) その他支部の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第6条 支部会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 東京都知事登録及び観光庁長官登録の旅行業者
- (2) 賛助会員 支部の目的に賛同するもの

2. 代行者 登録代表者の代行として現実に当該事業を遂行している者で、その旨書面をもって支部に届け出た者を代行者とする。

その任期は2年とし改選時には改めて届け出用紙を支部長に提出する。

(入会)

第7条

(1) 正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、常務理事による入会審査を経て、かつ本部の常務理事会の承認を得なければならない。

ただし、前条第1項の賛助会員は理事会の承認を得ればよい。

(2) 入会審査を行う者は三役、入会希望者の所属する地区長(常務理事)とする。

(入会拒否)

2. 正会員になろうとする者が、次の各号の1に該当する時は、入会を拒否することが出来る。

(1) 代表者又は役員の中に、過去5年以内に旅行業法第22条の11第3項の規定により旅行業協会の保証社員の地位を失った旅行者等の代表者又は役員となっていた者がいる場合。

(2) 代表者又は役員の中に、本会において除名処分を受けた旅行者等の代表者又は役員となっていた者がいる場合。

(3) 代表者又は役員の中に、旅行業法における違反行為があり、過去5年以内に刑事罰等の処分を受けた者がいる場合。

(入会金・会費及び種別変更金)

第8条 正会員は、本部及び支部総会で定める入会金・会費を納入しなければならない。

2. 前項において、本部に納入する場合においても支部を経由する。

3. 本部会費・支部会費及び地区会費は、毎年当該年度の支部が定める時期までに納入するものとする。

4. 賛助会員の入会金および会費は理事会において別に定める。

5. 既納の入会金及び会費は返還しない。

6. 入会後に第3種または第2種旅行業から第1種または第2種旅行業に変更登録した場合、既納の入会金の差額を種別変更金として追加納付しなければならない。

ただし、第1種または第2種旅行業が第2種または第3種旅行業に変更登録した場合はその差額は返還しない。

7. 会員資格継続の場合は資格継続金として次の金額を納付しなければならない。

第1種旅行者 80,000円

第2種旅行者 30,000円

第3種旅行者 25,000円

(保証社員)

第9条 保証社員に関する規約は、定款第11条1項、2項及び第12条を準用する。

(届出の義務)

第10条 正会員が次の事項に変更が生じたときは、当該行政庁に所定の届け出をするとともに、30日以内に支部長に届けなければならない。

(1) 代表者の氏名、商号及び所在地

(2) 営業所の所在地及び電話番号・FAX番号

(3) 営業所の増設及び廃止

(4) 募集型企画旅行の実施及び廃止

(5) 旅行業務取扱管理者の氏名

(資格の喪失)

第11条 会員が定款第13条(資格の喪失)に掲げる各号の1に該当するときは支部会員としての資格を失う。

(退会の勧告)

第12条 会員が次の各号の1に該当するときは、支部長は理事会の決議による退会を勧告することができる。

- (1) 当該年度の会費の納入を6ヶ月以上怠ったとき
- (2) 支部が指定する期日までに弁済業務規約第17条の2に規定する諸費用を納入しなかったとき
- (3) 旅行業法における違反行為があり、刑事罰を受けたとき
- (4) 正当な理由なく、総会又は理事会の決議に基づく報告を怠ったとき

(退会)

- 2. 正会員が退会しようとするときは、退会届を支部長経由で会長に提出しなければならない。
- 3. 賛助会員の退会は、理事会の定めるところによる。
- 4. 新しい事業年度の4月1日以降に退会をした場合、本部・支部・地区の会費は当該年度分として納付しなければならない。

(除名)

第13条 会員が定款第16条第1項の1に掲げた除名処分に該当する行為のほか、次の各号の1に該当するときは、支部理事会の除名申請決議に基づき、本部理事会の決議により除名することができる。(定款第4条に基づく所属地方協議会に報告する)

- (1) 支部の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
 - (2) この規約又は支部総会の決議を無視するような行為があったとき
 - (3) 支部の運営を障害し、他の会員に著しく迷惑を及ぼしたとき
2. 前項の場合、支部理事会において除名申請決議がなされた後、本部の理事会において除名の決議があるまでは、その除名に係わる会員は、支部のみに関して会員としての資格を停止するものとする。
3. 支部が第1項により除名の申請をしようとするときは、定款第16条第2項、第3項及び第4項(除名)規定を準用する。

(権利の喪失)

第14条 会員の資格を喪失した者は、支部会員としての一切の権利を失い、既納の会費その他当支部の資産に対して何等の請求をすることが出来ない。

第4章 役員等

(役員)

第15条 次の役員を置く

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 10名以内
- (5) 理事 25名以内
- (6) 監事 2名以上

2. 前項の支部長・副支部長及び専務理事をもって支部三役会を構成する。

(役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、正会員又はその代行者の中から総会において承認を得るものとする。
2. 規約第36条第3項に定める専門部部長は、理事会の承認を得て支部長が委嘱する。
 3. 支部長、副支部長、専務理事は理事会において理事の互選とし、総会において承認を得るものとする。ただし専務理事の選任は理事の中から支部長が指名することができその場合、理事会の承認を得る。
 4. 常務理事は地区長、各専門部部長及び委員長がこれに当たる。
 5. 監事は支部長が指名し、理事会の承認を得る。
 6. 支部長、副支部長、専務理事の選任により生じた理事の欠員は常務理事会により補選し理事会の承認を得る。

(役員の職務)

- 第17条 支部長は支部を代表し、業務を総理する。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
 3. 専務理事は支部長及び副支部長を補佐して支部の業務を掌理し、支部長及び副支部長に事故がある時はその職務を代行する。
 4. 常務理事は常務理事会を組織して、常務の業務を執行する。
 5. 理事は理事会を組織し、業務を執行する。
 6. 監事は民法第59条に定める職務を行う。

(役員の任期)

- 第18条 役員の任期については、定款第21条(役員の任期)の規定を準用する。

(役員の解任)

- 第19条 役員の解任については定款第22条(役員の解任)の規定を準用する。

(役員の報酬)

- 第20条 役員は名誉職とする。ただし、総会で必要と認めたときは、報酬を支給することが出来る。常勤の役員は有給とする。
2. 常勤の役員の報酬は理事会の決議を得て支部長が定める。

(相談役)

- 第21条 前支部長は相談役として支部長が委嘱する。
2. 相談役は支部長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べる事が出来る。

(顧問及び参与)

- 第22条 顧問及び参与を若干名置くことが出来る。
2. 顧問は総会の、または参与は理事会の同意を得て支部長が委嘱する。
 3. 顧問及び参与は、支部長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べる事が出来る。

第5章 会議

(種別)

- 第23条 会議は総会・理事会及び常務理事会とし、支部長がこれを招集する。
2. 会議の議長は支部長がこれに当たる。

3. 総会の議長は、総会において出席した正会員の内から選出する。

(総会)

第24条 総会は通常総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。

2. 通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時総会は支部長が必要と認めたときに招集するものとする。

3. 支部長は正会員の3分の1以上又は監事から会議の目的である事項を示した文書をもって臨時総会の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に招集しなければならない。

(総会の招集)

第25条 総会の招集は会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の決議事項)

第26条 総会はこの規定に定めるものの他、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他支部の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(定足数等)

第27条 総会の定足数等については、定款第31条(総会の定足数等)の規定を準用する。

(表決権)

第28条 総会の表決権については、定款第32条(表決権)の規定を準用する。

(議事録)

第29条 総会の議事録については、定款第33条(議事録)の規定を準用する。

(理事会)

第30条 理事会は支部長・副支部長・専務理事・常務理事及び理事をもって構成し、支部長が必要と認めたとき招集する。

2. 支部長は副支部長・専務理事及び理事の3分の1以上または監事から会議の目的である事項を示した文書をもって理事会の請求があったときに、その請求があった日から15日以内に招集しなければならない。

(理事会の決議事項)

第31条 理事会はこの規定に定めるものの他、その次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出する議案
 - (2) 総会により委任された事項
 - (3) 総会を開く暇がない場合における緊急事項
 - (4) その他の重要事項
2. 前項(3)の決議事項は次の総会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第32条 理事会については第27条、第28条、第29条の規定を準用する。

(常務理事会)

第33条 常務理事会は支部長・副支部長・専務理事及び常務理事をもって構成し、支部長が必要と認めたとき招集する。

(常務理事会の決議事項)

第34条 常務理事会はこの規約に定めるものの他、次の事項を決議する。

- (1) 業務の執行に関する事項
 - (2) 理事会に提出する議案
 - (3) 総務又は理事会により委任された事項
 - (4) 理事会を開く暇がない場合における緊急事項
2. 前項第1項の決議事項は次の理事会に報告しなければならない。
3. 第1項第4号の決議事項は次の理事会の承認を得なければならない。
4. 常務理事が常務理事会に欠席の場合、所属地区理事を代行出席させることが出来る。ただし、議決権は認めない。

(規定の準用)

第35条 常務理事会については、第27条、第28条、第29条及び第30条第2項の規定を準用する。

第6章 委員会及び専門部会

(委員会及び専門部会)

第36条 旅行業法に基づく業務の実施及び事業の推進を図るため次の委員会を置くものとする。

- (1) 苦情の処理に関する委員会
 - (2) 試験事務及び研修に関する委員会
 - (3) 弁済業務に関する委員会
 - (4) 指導業務に関する委員会
 - (5) 調査・研究及び広報に関する委員会
2. 支部長は必要に応じ、理事会の承認を得て各種の委員会を置くことが出来る。
- (1) 総務財務委員会
 - (2) 業務厚生委員会
 - (3) 青年情報委員会
 - (4) 試験研修委員会
 - (5) 公益法人改革特別委員会
3. 支部長は必要に応じ、理事会の承認を得て各種の専門部等を置くことが出来る。
4. 前各号に掲げた委員会委員及び専門部の部員は、理事会の承認を得て、支部長が委嘱する。
5. 前項委員は委員会を、部員は専門部会をそれぞれ支部長・副支部長・専務理事を加えて構成することが出来る。
6. 委員会及び専門部会の運営に関する事項は、各担当副支部長及び専務理事が掌理し、理事会の承認を得て行う。

第7章 事務局

(事務局)

第37条 支部に事務局を設置する。

2. 事務局の人事は支部三役が決定し、理事会に報告する。
3. 事務局長は理事とすることが出来る。
4. 事務局に関する規定は理事会の承認を得て、支部長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産)

第39条 資産は会費とその他の収入からなる。

2. 資産は支部長がこれを管理する。

(経費に支弁)

第40条 経費は資産をもって支弁する。

2. 毎事業年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第41条 会計書類等については、定款第47条(会計書類等)の規定を準用する。

第42条 支部長は前条の関係書類を毎年度会長に報告する。

第9章 規約の変更及び内規

(規約の変更)

第43条 この規約は、総会において出席した正会員の3分の2以上の決議を得なければならない。

(内規)

第44条 この規約に定めるものの他、事業の実施及び運営上必要な内規は理事会の承認を得て、支部長が別に定める。

第10章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第45条 支部の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令によりこれらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 規約
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の諸事に関する書類
- (8) 官公署往復書簡
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項第1号から9号間までの書類及び帳簿は必要に応じて1年以上保管する。

(細則)

第46条 支部規約の施行についての細則は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

1. この規約は昭和51年6月8日から施行する。
2. 昭和58年6月16日一部改訂、同日より施行する。
3. 昭和63年6月6日一部改訂、同日より施行する。
4. 平成3年6月4日一部改訂、同日より施行する。
5. 平成4年6月3日一部改訂、同日より施行する。
6. 平成7年6月1日一部改訂、同日より施行する。
7. 平成8年6月4日一部改訂、同日より施行する。
8. 平成9年6月4日一部改訂、同日より施行する。
9. 平成12年6月6日一部改訂、同日より施行する。
10. 平成13年6月7日一部改訂、同日より施行する。
11. 平成14年6月7日一部改訂、同日より施行する。
12. 平成15年6月12日一部改訂、同日より施行する。
13. 平成16年6月9日一部改訂、同日より施行する。
14. 平成18年6月21日一部改定、同日より施行する。
15. 平成21年6月19日一部改定、同日より施行する。
16. 平成23年6月14日一部改定、同日より施行する。

1. (地区区分)

支部規約第3条第3号による地区区分は、原則として会員の主たる営業所の所在地を基として、同一行政区内及び隣接行政区の合併又は分割の単位を標準として行う。

2. (地区)

地区は支部規約に準じて地区規約を定めるものとする。

3. (代行者)

代行者とは、現実当該事業を遂行している者で、正会員より届出のあった者。